

令和7年度
学校における文化芸術鑑賞・体験推進事業
子供 夢・アート・アカデミー

実施校募集要領



文化庁

令和6年9月
文化庁参事官(芸術文化担当)付 学校芸術教育室

応募に当たっての重要事項が書かれていますので、必ず熟読してください。
この募集は、事業実施スケジュールの都合上、前年度に行うものです。予算編成等の状況によっては、事業の中止、内容の変更や規模の縮小、スケジュールの遅れが生じる場合がありますので、予め御了承ください。

目次

1. 事業概要	P.1~2
2. 応募から実施までの流れ	P.3
3. 協力会員一覧	P.4~7
4. 経費について	P.8~10
5. 応募方法	P.11~12
6. 応募書類の記入方法について	P.13
7. Q&A	P.14
<別表Ⅰ> 音楽著作権使用料について	P.15
<別表Ⅱ> 片道100km未満の特例区間	P.16~19

問い合わせ先

令和6年度 学校における文化芸術鑑賞・体験推進事業 事務局 子供 夢・アート・アカデミー 係

近畿日本ツーリスト株式会社 コーポレートビジネス支社 公務営業支店内
〒101-0024 東京都千代田区神田和泉町1-13 住友商事神田和泉町ビル13階
TEL：0570-064-203 (プッシュ③)
メール：y-kodomogeijutsu@gp.knt.co.jp
※開局時間：10:00～17:00（平日）

▶学校における文化芸術鑑賞・体験推進事業専用ウェブサイト
URL：<https://www.kodomogeijutsu.go.jp/>



ホームページはこちら

1

事業概要

1 事業の趣旨

学校における文化芸術鑑賞・体験推進事業は、小学校・中学校等に文化芸術団体又は個人や少人数の芸術家を派遣し、子供たちに対し質の高い文化芸術を鑑賞・体験する機会を確保するとともに、芸術家による表現手法を用いた計画的・継続的なワークショップを実施する事業です。子供たちの豊かな創造力・想像力や、思考力、コミュニケーション能力などを養うとともに、将来の芸術家や観客層を育成し、優れた文化芸術の創造に資することを目的としています。

子供 夢・アート・アカデミーは、美術・文芸・音楽・演劇・舞踊の分野における芸術上の功績顕著な芸術家である「日本芸術院会員」が、講師として、小・中・高等学校等を訪問し、講話、実技披露、実技指導を行うことにより、子供たちに文化芸術活動の素晴らしさを実感させ、子供たちに夢を持って生きることの大切さや文化芸術を愛する心を育て、豊かな情操を有する我が国の文化継承者の育成を図ることを目的とします。

2 事業内容

日本芸術院協力会員が児童・生徒を対象に、文化芸術に関する講話、実技披露、実技指導を行います。なお、標準的な実施内容はP.4～7に掲出する「協力会員一覧」内「実施内容」に記載のとおりですが、具体的な実施内容は、採択を受けた後、日本芸術院協力会員と実施校が打ち合わせを行い、本区分における上限の範囲内で計画するものとします。

3 対象

小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校（小学部・中学部・高等部）、中等教育学校、高等学校を対象とします。

※ 1校につき1応募までとします。

※ 実施校の採択においては、応募校のうち、子供 夢・アート・アカデミーにおいて、直近2年間採択実績がない学校を優先するとともに、分野や地域のバランスを考慮いたします。

※ 日本芸術院協力会員により対象人数や対象学年が異なるため、必ずP.4～7に掲出する「協力会員一覧」内「想定対象学年」等を参照の上、応募してください。

4 実施分野及び会員

部会は下記のとおりです。また、日本芸術院会員は、芸術上の功績顕著な芸術家について、会員からなる部会の推薦（部会における選挙）と総会の承認によって選ばれ、文部科学大臣により任命されます。

第一部：美術

第二部：文芸

第三部：音楽・演劇・舞踊

5 実施方法

1. 実施期間

令和7年5月1日（木）から令和8年1月30日（金）まで

※国会の予算審議の状況により、実施開始が遅れる場合があります。

2. 実施回数

原則として、1校につき1回

（1会員当たりの実施校数の上限は設けません）

3. 実施時間

1回当たり1時限以上3時間まで

※ 休憩等を挟む場合も、実施時間は合計して計算することとします。

※ 国語、社会、音楽等の教科や総合的な学習の時間など、**教育課程上の授業時間に位置付けて実施することとします。**

※ **部活動として実施することはできません。**

4. 実施形態

- ・複数の学校が合同で開催することもできます。
- ・より多くの子供たちに芸術鑑賞・体験を享受できるよう、一部の限られた児童・生徒を対象とせず、できるだけ多くの児童・生徒が参加できる計画としてください。また、専攻クラスのみを指導強化等を目的とした実施は対象となりません。

5. 実施会場

会場は原則として、実施校の施設（教室・体育館等）とします。

※ ただし、複数の学校が合同で実施する場合や全校児童・生徒を収容できるスペースがない等の場合は、地域の文化施設等適切な場所を会場とすることができます。

6. 被派遣者

[P.4~7](#)に掲出する「協力会員一覧」のうち、応募校が希望する会員（講師）

講師1名、補助者5名まで（文化施設等で合同開催をする場合は8名まで）

※ 実施に当たり必要な補助者の人数は、応募の内容を鑑み検討しますので、応募書類の作成に当たっては、参加児童・生徒の人数や学年を明記してください。

7. 地元共催者

主催者及び共催者は、次のとおりですが、必要に応じて会場の管理者、市区町村、市区町村教育委員会を「地元共催者」として加えることができます。

【主催者】 文化庁

【共催者】 都道府県、都道府県教育委員会、政令指定都市、政令指定都市教育委員会のいずれか又は複数及び実施校

※ 以下、共催者及び文化庁が認める共催者（会場の管理者、市区町村、市区町村教育委員会）をあわせて「地元共催者」と表記します。

8. 経費

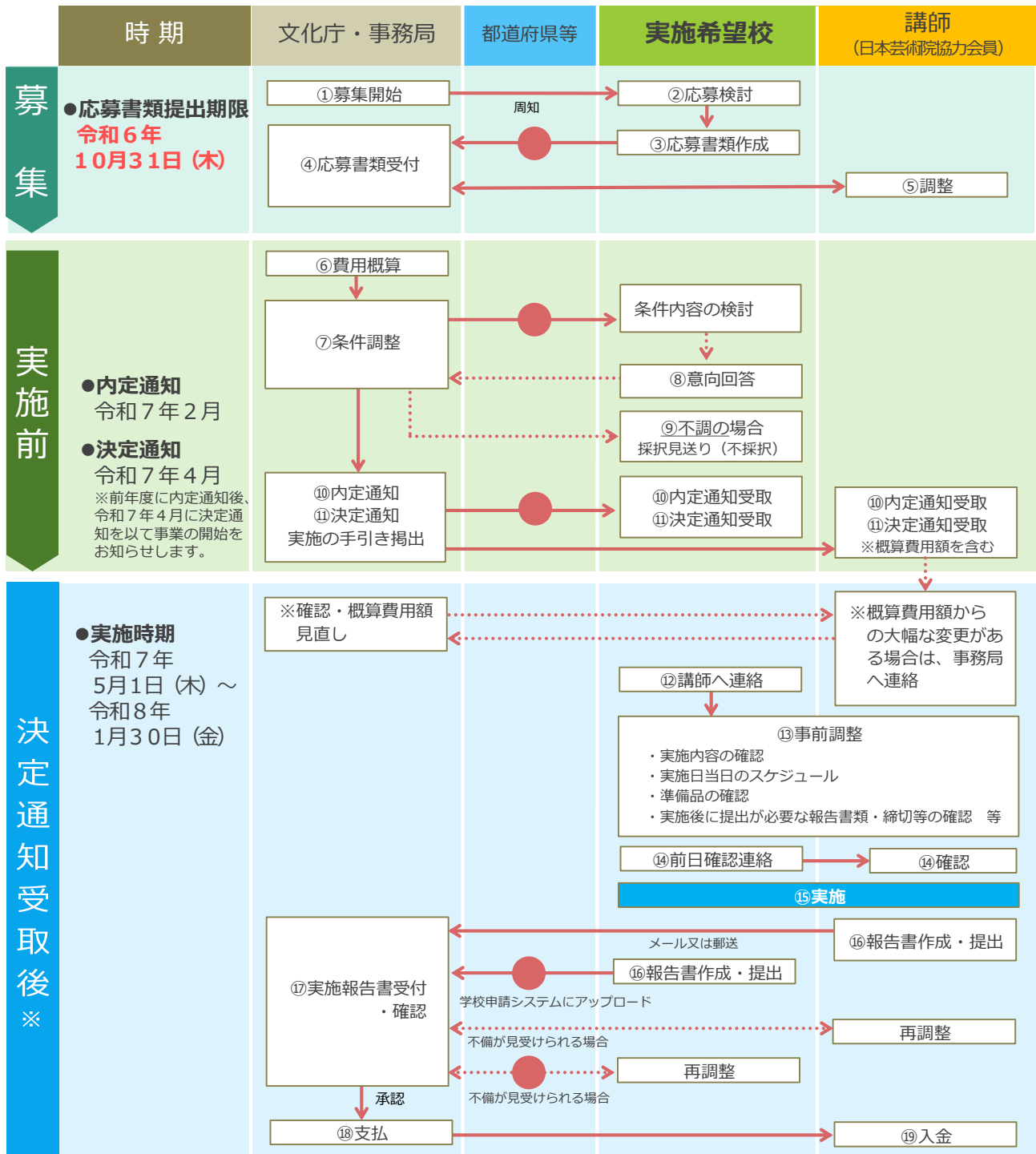
文化庁は、予算の範囲内で講師等謝金、派遣旅費及び講演等諸雑費を負担します。

事業終了後、文化庁委託業者（以下「事務局」という）から被派遣者（講師及び補助者）や業者（講演等諸雑費の支払対象者）へ直接支払います。具体的な経費の内容、基準、上限等については下記を御確認ください。

»事業に係る経費について：[「4. 経費について」\(P.8~10\)](#)

2 応募から実施までの流れ

応募から実施報告までが全体の流れです。
採択となった場合には、以下の一連の手続きを御担当いただくこととなります。
新年度への引継も含めた事務体制を構築の上、御応募くださいますようお願いいたします。



→ 提出、連絡等の手続きの流れを示します。

⋯ 状況により手続きが発生することがあります。

● 矢印の間に左記のマークが挟まる場合は、学校申請システムにて進捗状況の確認が可能となります。各都道府県等の御担当者へ別途御案内します。

※ 決定通知受取以降の流れについては、令和6年9月時点の情報です。手続きの流れが変更となる場合があります。採択を受けた場合、手続きの詳細は事業開始後に掲出する「実施の手引き」を必ず御確認ください。

3

協力会員一覧

日本芸術院会員は、芸術上の功績顕著な芸術家について、会員からなる部会の推薦（部会における選挙）と総会の承認によって選ばれ、文部科学大臣により任命されます。また、部会は下記のとおりです。

- ・第一部：美術
- ・第二部：文芸
- ・第三部：音楽・演劇・舞踊

No.	部	分科	会員（講師）名	実施可能地域	想定対象学年
1	第一部	絵画 (日本画)	土屋 禮一 つちや れいいち	地域を問わない	高等学校
2	第一部	絵画 (日本画)	福王寺 一彦 ふくおうじ かずひこ	地域を問わない	対象となる学年を問わない
3	第一部	絵画 (日本画)	伊藤 髟耳 いとう ほうじ	地域を問わない	対象となる学年を問わない
4	第一部	絵画 (日本画)	千住 博 せんじゅ ひろし	東京から日帰り 可能な範囲	小学校5年生～小学校6年生
5	第一部	絵画 (日本画)	村居 正之 むらい まさゆき	地域を問わない	対象となる学年を問わない
6	第一部	絵画 (洋画)	絹谷 幸二 きぬたに こうじ	地域を問わない	対象となる学年を問わない
7	第一部	絵画 (洋画)	大津 英敏 おおつ えいびん	地域を問わない	小学校 中学校
8	第一部	絵画 (洋画)	藪野 健 やぶの けん	東京都内	小学校6年生
9	第一部	絵画 (洋画)	佐藤 哲 さとう てつ	地域を問わない	小学校 中学校
10	第一部	絵画 (洋画)	馬越 陽子 まこし ようこ	東京都内、神奈川県 近隣	高等学校
11	第一部	彫刻	神戸 峰男 かんべ みねお	地域を問わない	対象となる学年を問わない
12	第一部	彫刻	吉野 毅 よしの たけし	地域を問わない	対象となる学年を問わない
13	第一部	彫刻	山田 朝彦 やまだ ともひこ	地域を問わない	小学校

【実施内容について】

各協力会員（講師）が予定する実施内容は、標準として一覧内に表記する「実施内容」のとおりとなります。ただし、講義の具体的な内容（実施コマ数、開始時間、指導対象等を含む）については、実施校の決定後、各協力会員（講師）と実施校間において相談の上、確定します。学校の設備や参加人数との兼ね合いもあるため、必ず記載してある内容の実施ができるということではありませんので予め御了承ください。

また、特に「こんなお話を聞きたい」「このようなことを教えていただきたい」などの希望がある場合は、【様式1】実施希望調書の「特記事項」に御記入ください。ただし、各協力会員（講師）が必ず希望内容に沿って実施することを保証するものではありませんので、この点、御理解いただきますようお願いいたします。

対応可能人数 (目安)	実施内容
指定しない	<ul style="list-style-type: none"> • 絵画（特に日本画）に関する講話、生徒が制作した絵画の講評会など、人数等によって実施内容は要相談 • 芸術系の学校（クラスなど）は特に歓迎する
指定しない	<ul style="list-style-type: none"> • 「記憶の中の絵画」の制作（岩絵の具・膠使用） • 作品鑑賞
指定しない	<ul style="list-style-type: none"> • 日本画については学校教育の中で実行されないので、この機会に岩絵の具等を体験してもらいたい ※水の使用（処理）可能な会場が必要
指定しない	<ul style="list-style-type: none"> • 和紙の揉み紙による実技指導 ※ウェブサイトにある動画を御参照ください
指定しない	<ul style="list-style-type: none"> • 実技指導、講話等（日本画材料の紹介DVDの鑑賞30分～40分を含む）
指定しない	<ul style="list-style-type: none"> • 講話、実技披露、実技指導、講評等
指定しない	<ul style="list-style-type: none"> • 実技指導中心（講話のみは想定していない）
指定しない	<ul style="list-style-type: none"> • 講話と実技
100名まで	<ul style="list-style-type: none"> • 実技披露、実技指導、講話等
指定しない	<ul style="list-style-type: none"> • 高校生対象の講話
100名程度まで	<ul style="list-style-type: none"> • 基本的には粘土制作（立体）を中心とした実技指導（ワークショップ） • 対象校の希望（内容）にできるかぎり答えるかたちで授業を組み立てたい
指定しない	<ul style="list-style-type: none"> • 粘土を使用した作品制作指導、学年レベルに応じた「彫刻に関する」講話
50名程度まで	<ul style="list-style-type: none"> • 紙粘土又は土粘土を使用して、彫刻作品制作を通して自分の表現を生み出す

No.	部	分科	会員（講師）名	実施可能地域	想定対象学年
14	第一部	彫刻	宮瀬 富之 みやせ とみゆき	北海道・沖縄県を除く地域	小学校 高等学校
15	第一部	工芸	宮田 亮平 みやた りょうへい	東京都・埼玉県	高等学校
16	第一部	書	高木 聖雨 たかき せいう	地域を問わない	小学校 中学校
17	第一部	書	土橋 靖子 つちはし やすこ	関東地方	対象となる学年を問わない
18	第一部	建築・ デザイン	伊東 豊雄 いとう とよお	地域を問わない	中学校 高等学校
19	第二部	小説・ 戯曲	高樹 のぶ子 たかぎ のぶこ	地域を問わない	中学校 高等学校
20	第二部	詩歌	吉増 剛造 よします ごうぞう	地域を問わない	対象となる学年を問わない
21	第二部	マンガ	ちば てつや	関東近郊	対象となる学年を問わない
22	第三部	能楽	観世 清和 かんぜ きよかず	地域を問わない	対象となる学年を問わない
23	第三部	邦楽	豊 英秋 ぶんの ひであき	地域を問わない	小学校 中学校
24	第三部	洋楽	堤 剛 つつみ つよし	地域を問わない	対象となる学年を問わない
25	第三部	舞踊	井上 八千代 いのうえ やちよ	関西圏・東京都	対象となる学年を問わない

対応可能人数 (目安)	実施内容
小学校：100名まで 高等学校：50～100名まで	<p>【小学校】 川・海・山をテーマに立体的な造形遊びを通じた実技指導</p> <p>【高等学校】 ①50名～80名程度：人間の手をデッサンし彫刻（粘土）化する。 ②100名程度：「失敗から成功へとつながること」をテーマに、甲子園球児を描いた講師の彫刻作品を紹介しながら講演を行う。 (参考：2024年6月～9月、甲子園歴史館開催「彫刻展『主役は君だ！！』」出品作品)</p>
50名まで	<ul style="list-style-type: none"> ・パワーポイントを使用した講話
30名まで	<ul style="list-style-type: none"> ・実技披露、指導、講話 ・文字の成り立ち、講師の制作方法を現物大で披露
指定しない	<ul style="list-style-type: none"> ・学年や人数にあわせて検討したい
指定しない	<ul style="list-style-type: none"> ・映像を用いた講話
指定しない	<ul style="list-style-type: none"> ・「耳で読む物語」を実施 ※楽器演奏と共に講師作品の朗読会を行い、作品の意味をトークする
30～40名まで	<ul style="list-style-type: none"> ・目を隠して、文字と絵を描く実技 ※各生徒につきアイマスク、筆記用具、用紙の準備が必要 ※DVD放映用の機材、ホワイトボードの準備が必要
指定しない	<ul style="list-style-type: none"> ・低学年には実技+講話、高学年には講話を予定
指定しない	<ul style="list-style-type: none"> ・実技披露・実技指導・講話いずれも可能ですが、学生の皆様へ、能の魅力幅広く伝え、また少しでも親しみが芽生えるように、楽しく学んでいただくために、全てセットで、例えば「能の解説（講話）、実技披露（仕舞など）、実技指導（謡のお稽古・所作のお稽古）」を一連の流れで実施することが好ましい。
指定しない	<ul style="list-style-type: none"> ・実技披露、実技指導、講話
指定しない	<ul style="list-style-type: none"> ・実技披露（演奏）、小講話
指定しない	<ul style="list-style-type: none"> ・実技披露、実技指導、講話

4 経費について

1 経費負担区分

原則として、決定通知時に算出する「概算費用額」を基準に、対象経費を支払うものとします。
 文化庁負担経費は、事業終了後に、事務局から被派遣者（講師及び補助者に係る謝金・旅費）や業者（講演等諸雑費の支払対象者）へ経費を直接支払います。地元共催者については、[P.2](#)を御参照ください。

文化庁負担経費	地元共催者負担経費
① 謝金 ② 旅費 ③ 講演等諸雑費 （楽器運搬費・著作権使用料等）	<ul style="list-style-type: none"> ■ 児童・生徒が会場へ移動する際の交通費 ■ 学校の施設設備の使用及び条件整備に係る経費（光熱水料、ピアノ移動・調律費、暗幕設置費用等） ■ 文化施設を利用する際の使用に係る経費（会場借損料（付帯設備費等含む）） ■ 諸雑費（お茶代、記念品代、花束代等） ■ 文化庁の基準単価を上回る経費等

2 概算費用額の算出・精算時支給額の決定方法について

実施の調整に当たっては、応募校の希望内容を鑑み、採否を決定するとともに、採択予定校については、各協力会員（講師）が応募校ごとの希望内容を確認の上、実施内容を検討します。また、その際に、事務局において、費用概算を行い、「概算費用額」を決定します。決定後に、採択校は、各協力会員（講師）と連絡を取り、実施内容の詳細を調整することとなりますが、調整は、原則、概算費用額の範囲内で行うものとします。

費目	概算費用額の決定方法	精算時支給額の決定方法
謝金	<ul style="list-style-type: none"> ● 講師が調整時ヒアリングシート内で回答した「実施想定時間」を基に算出します。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 実施校が報告書類において報告した実施時間を基に計算します。
旅費	<ul style="list-style-type: none"> ● 主たる移動方法については、講師が調整時ヒアリングシートにおいて回答した移動方法を想定し、算出します。 ● 公共交通機関を利用した場合で、最も効率的かつ経済的な経路を基準として算出します。 ● 道具運搬等の理由により、自家用車を使用する場合は、総移動距離（km）×37円を基準に算出します。また、別途有料道路の使用が見込まれる場合は、想定される有料道路代を加算します。 ● 道具運搬等の理由により、タクシーを利用する場合は、自宅から最寄駅及び実施校最寄駅からの利用を想定し、算出します。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 原則として概算費用額を支給します。ただし、次の経費については、概算費用額を実際の支出額に修正して計算しなおります。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 航空券代 ・ タクシー代 ・ レンタカー代 ・ 有料道路代
講演等諸雑費	<ul style="list-style-type: none"> ● 講師が調整時ヒアリングシート内で回答した諸雑費想定内容について、参加予定児童・生徒数を勘案して算出します。 ● 道具等運搬費についても、調整時ヒアリングシートの回答内容に基づき算出します。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 実費 ※学校が手配した材料等と講師側が手配した材料等の費用を合わせて 上限10万円まで

3 各経費規定

謝金単価

区分		単位	謝金単価	1回当たりの上限
講師（特別講演謝金）		1回当たり	58,060 円（税込）	
補助者	演奏謝金	1人 1時間当たり	6,520 円（税込）	19,560 円（税込）
	実技指導謝金	1人 1時間当たり	5,200 円（税込）	15,600 円（税込）
	単純労働者	1人 1時間当たり	1,300 円（税込）	

- 上記の謝金の額は「学校における文化芸術鑑賞・体験推進事業」において文化庁が設定しているものです。
- 補助者が必要な場合には、その区分に応じた謝金を最大5名分（文化施設等で合同開催をする場合は8名分）まで文化庁において負担します。
- 講師の秘書等随行者は補助者に該当しません（旅費の計上についても認められません）。
- 単純労働者は原則として現地の方へ依頼してください。
- 補助者については、1時間単位（30分以上は切り上げ、30分未満は切り捨て）で計算します。
- 対象時間の基準は拘束時間ではありませんので、打ち合わせや準備、休憩等の時間は除きます。
- 実際の実施時間に即してお支払しますので、支給確定額は概算費用額に満たない場合があります。
- 実施時間を延長した場合も、概算費用額を超えるお支払はできません。

旅費規程

■ 支給対象経費

- 講師1名、補助者最大5名分まで（複数校による合同開催かつ文化施設で実施する場合は8名分まで）の下記の旅費
 - ①講師の居住地から実施校までの往復旅費（実施回数分）
 - ②補助者の居住地から実施校までの往復旅費（実施回数分）
- 単純労働者は原則として現地の方を想定しているため、旅費は計上できません。
- 旅費の額は、国家公務員等の旅費に関する法律に基づき定めた基準により算出された金額の範囲内となります。旅費の計上に当たっては、講師・補助者とも行政職俸給表（一）の4級相当を基準とします。
- 事業終了後、領収書等の証憑書類の提出が必要です。

■ 旅費概算基準

- 原則として公共交通機関を利用、講演に支障をきたさない範囲で、各被派遣者の居住地から実施校等実施会場までの、最も効率的かつ経済的な移動経路の往復旅費を想定し概算費用額とします。
- ただし、講師が、調整時ヒアリングシートにおいて公共交通機関が設置されている区間において、経費面、効率面への配慮から、公共交通機関以外の移動方法を選択する場合、指定の移動方法を想定して該当区間の旅費を概算します。

講演等諸雑費

■ 支給対象経費

- 本事業の実施に際し実技指導に必要な経費等を、下記の上限額の範囲内で文化庁が負担します。
- 対象となるのは、事業内で児童・生徒が使用する教材費や、楽器等の運搬費等、事業実施に当たり直接必要となる経費です。
- ただし、実技指導等に使用する材料等の手配を学校側にお願いすることがあります。この場合は、一度学校側で立て替えていただいた後に、事務局へ代金を御請求いただくか、学校側で請求書を取得いただき、事務局宛にお送りいただいた後に、事務局から業者へ直接料金を支払います。

■ 上限額

税込100,000円以内（1校当たりの上限）

※文化施設等で合同開催する場合も同様

計上が認められる主な講演等諸雑費

- 教材費（学校・児童・生徒が標準で所持していない消耗品費に限る）
例：画用紙、絵具等
- レンタル費
例：児童・生徒用の体験楽器、音響機材、メディア芸術分野の通信機材等
- 運搬費（講師・補助者の旅行に係る私物の運搬費を除く）
例：教材運搬費、楽器運搬費、講演に係る道具・衣装運搬費、楽器席代等
- 著作権使用料
例：音楽著作権使用料、台本使用料、原作使用料等
▶ [<別表 I> 音楽著作権使用料について \(P15\)](#)
- 音楽費
例：作曲料、編曲料、音響費等

計上が認められない主な講演等諸雑費

- 講師が所有する物のレンタル代
- 講師が所有する物のメンテナンスをする場合の費用
- 備品購入費（事業終了後も継続して使用できる物）
- 本事業に係る経費と通常の事務経費が明確に区別できないもの（コピー用紙、トナー等）
- 地元共催者負担経費（下記の経費については地元共催者で負担するようお願いしております）
 - 児童・生徒が会場へ移動する際の交通費
 - 学校の施設設備の使用及び条件整備に係る経費
例：光熱水料、ピアノ移動・調律費、暗幕設置費用、暖房機器レンタル費等
 - 文化施設を利用する場合の会場借損料及び付帯設備費
 - 食事代（弁当代・お茶代等）
- 講師・補助者における稽古・指導に係る経費
- リハーサル・練習会場借損料
- 贈答品にあたるもの
- 任意加入の保険料（旅行保険、レンタカーの免責補償等）
- 手数料
例：事務手数料、振込手数料等

5 応募方法

応募書類を作成する際に、必ずP.8～10の「4.経費について」を参照してください。

1 応募に必要な書類

■【様式1】実施希望調書 ※Excel形式のまま提出してください。

掲出先URL :

https://www.kodomogeijutsu.go.jp/r7/kodomo_yume_art.html



2 書類提出先

学校における文化芸術鑑賞・体験推進事業<学校申請システム>

URL : <https://rsms.co3.co.jp/bunka/Login>

上記システムより、応募書類を登録してください。

※ システムの利用方法については、1に記載のURLよりシステムマニュアルを取得の上、参照してください。



●提出方法・システムに関するお問い合わせ

TEL : 0570-064-176

※10:00～17:00 (平日)

●事業内容に関するお問い合わせ

TEL : 0570-064-203 (プッシュ③)

E-mail : y-kodomogeijutsu@gp.knt.co.jp

※10:00～17:00 (平日)

3 提出期限

令和6年10月31日(木) 23時59分 厳守

※ 上記期限に間に合わない応募は、いかなる理由においても受理いたしません。

4 応募に当たっての留意事項

- この募集は、事業実施スケジュールの都合上、前年度に行うものです。予算編成等の状況によっては、事業の中止、内容の変更や規模の縮小、スケジュールの遅れが生じる場合がありますので、予め御了承ください。
- 実施校の調整段階(採否検討段階)では、原則、学校の実施希望時期における実施可否を検討します。このため、内定通知を受け取るまでは、実施希望日の予定を空けておくようお願いいたします。
また、講師側のスケジュールとの兼ね合いがあり、提示いただいた実施希望時期に添えない場合もありますので御了承ください。この場合は、事務局により条件調整において、再度日程の調整を行うことがあります。
- 採択となった場合、年度をまたいで手続きや準備に対応いただくこととなります。新年度に体制変更がある場合は、特に、募集要領、応募様式、連絡調整の記録等の引継をしっかりと行ってください。
- 採択を受けた場合、講師との連絡調整は内定通知受取後に開始できるものとし、経費発生を伴う準備については決定通知受取後に開始するものとし、

5 内定通知について

- 採否結果については、文化庁による選定と事務局による条件調整後に送信する内定通知を以て連絡します。
- 事務局より条件の確認があった場合には、提示された条件について対応の可否や代替案の回答を行い、調整が整った場合は「採択内定」とします。また、調整の結果、実施が難しいと判断した場合は、採択を見送ります。
- 令和6年度内に子供 夢・アート・アカデミー全体の採択内容が整った場合、「内定通知」を以て内定をお知らせします。（令和7年2月予定）
- 事業の開始については、令和7年4月以降（令和7年度事業開始後）に、「決定通知」を以てお知らせします。

6 採択後の手続きについて

■ 事業実施前

採択を受けた実施校は、内定通知受取後、事務局からの案内に沿って、日本芸術院会員又は補助者と連絡を取り、実施日当日の打ち合わせを開始してください。

ただし、事業開始前（決定通知前）に生じた費用の計上は認められません。費用の発生が伴う準備については、決定通知以降に行っていただくようお願いします。

事業開始後に、採択後の手続き等をまとめた「実施の手引き」を掲出します。

■ 事業終了後

事業終了後に、学校側においても報告書の作成・提出が必要となります。また、学校側において手配した材料の代金等の支払が必要な場合は、併せて、経費の精算手続きが必要となります。

» 参考：令和6年度 子供 夢・アート・アカデミー「実施の手引き」

https://www.kodomogeijutsu.go.jp/r6/dl/kodomo/r6_tebiki.pdf

※ 実施報告書の内容については、今後、文化庁の資料として使用する場合やホームページ等で公開することがあるので、予め関係者に承諾を得てください。

6 応募書類の記入方法について

【様式1】実施希望調査

学校コードは次のURLより確認することができます。

2 <https://edu-data.jp/>

様式1

受付No. _____

令和7年度—学校における文化芸術鑑賞・体験推進事業—「子供 夢・アート・アカデミー」

実施希望調査

1 学校の所在地が「政令指定都市」の場合は、都道府県名ではなく、政令指定都市名を記入してください。

都道府県・政令指定都市 ○○県

下記のとおり、令和7年度「子供 夢・アート・アカデミー」の実施を希望します。

ふりがな	○○ちょうりつ○○ショウガッコウ		学校コード		
実施希望校名	○○町立○○小学校		B*****7		
ふりがな	△やま △た		メール	abc@****.**.jp	
担当者名	△山 △太		電話	****-**-****	
実施希望内容	実施会場	実施校の教室・体育館		連絡が取りやすい時間帯	15:40~17:00
	実施希望時期	第1希望日	令和7年9月16日(火)		<p>3</p> <ul style="list-style-type: none"> 第2希望日以降の記入は必須ではありません。ただし、講師が対応できる可能性が低くなってしまいますので、できるだけ希望日を挙げてください。 採択とする場合も、講師が対応できる日程との兼ね合いにより、日程の再調整を採択の条件とすることがあります。 応募受理後は、希望日を変更することはできません。学校行事等と重ならないよう御調整の上、御応募ください。
		第2希望日	令和7年10月25日(土)		
		第3希望日	令和7年10月30日(木)		
		第4希望日	令和7年11月7日(金)		
		第5希望日	令和7年12月9日(火)		
参加児童・生徒	合計	実施校	1年生 0 人	2年生 0 人	3年生 0 人
	58 人		4年生 0 人	5年生 20 人	6年生 34 人
	合同開催校 (学校名)	○○町立○○小学校 △分校		4 人	
派遣を希望する芸術院会員氏名①	4 ○○ ○○○			彫刻	

特記事項

5

派遣を希望する芸術院会員氏名②

△△ △△△

絵画(洋画)

特記事項

4

より多くの学校へ派遣の調整ができるよう、「派遣を希望する芸術院会員氏名」は3名(①~③)まで記入することができますが、必ず複数希望の入力が必要ということではありません(選択は任意です)。また、採択の場合も、希望する講師の内、いずれか1名の派遣となります(複数の講師を派遣するというものではありません)。

5

「特記事項」へは学校の状況や、実施希望理由、具体的な実施内容の希望等、応募に当たって特に伝えておきたいことがあれば、入力してください。

Q1 例えば、「子供 夢・アート・アカデミー」と「芸術家の派遣」等、複数に併願することはできますか？

併願できます。

Q2 義務教育学校について、前期課程と後期課程がそれぞれ応募することは可能ですか？

義務教育学校については、課程ごとに応募することはできません。

Q3 学年ごとのプランを考えたので、複数応募してもよいですか？

1校につき応募は1件としてください。

Q4 学校が事業にかかる費用を負担することはありますか？

規定の範囲内で実施を計画する場合、芸術家に支払われる謝金、旅費、講演に必要な講演等諸雑費は、文化庁で負担しますので、学校側に費用負担が生じることはありません。規定の範囲を超えて、被派遣者へ対応を求める場合や、計上が認められない経費が生じる場合は、実施校等の地元共催者が負担することとなります。地元共催者が負担する経費としては、複数校が合同で開催する等で文化施設等を利用する場合の借損料や児童・生徒の移動費、ピアノ調律費、電話代等の事務経費、会場の光熱水料等があります。

なお文化庁負担経費であっても、規定を超過する金額については、地元共催者の負担となります。

Q5 学校側で芸術家の旅行の手配・支払が必要でしょうか？

必要ございません。旅行の手配については、原則芸術家自身での手配を御依頼ください。旅費は、実施終了後に事務局より芸術家本人へ支払われます。

< 別表 I > 音楽著作権使用料について

■ 音楽著作権使用料の申請（該当する学校のみ）

1. 申請書類の作成

「演奏利用申込書」、「演奏利用明細書」を作成の上、開催日の5日前までに、日本音楽著作権協会（JASRAC）へ申し込みを行ってください。

利用申込書や利用明細書の記入用紙は下記より取得することができます。

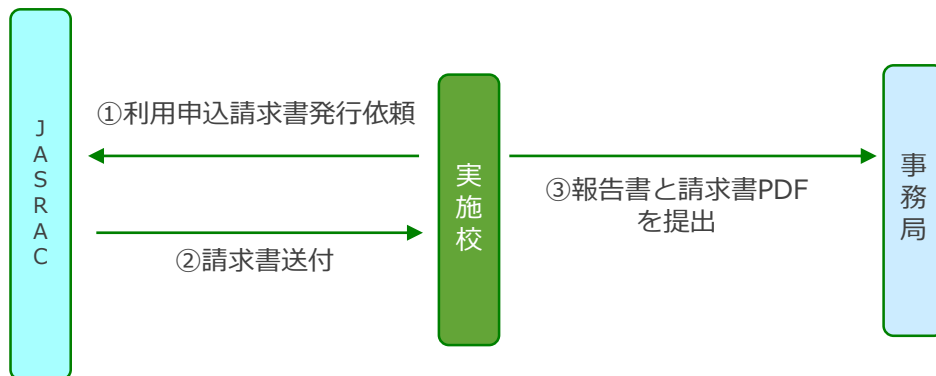
<https://www.jasrac.or.jp/users/event/index.html>

2. 申請後、利用楽曲の審査並びに楽曲の権利関係の確定が行われ、確定後に利用書、請求書が発行されます。

3. 請求書の宛名及び住所は「近畿日本ツーリスト株式会社」での取得をお願いしておりますが、**請求書は一度実施校側にて御取得いただき、報告書に記載した内容と突合、不一致等がないことを御確認の上、直接事務局まで御提出いただきますようお願いいたします。**

※申請における御不明点等は(社)日本音楽著作権協会各支部へお問い合わせください。

<https://www.jasrac.or.jp/aboutus/office/index.html#sec02>



< 別表Ⅱ >片道 100km未満の特例区間（特別急行料金及び特別急行列車座席指定料金の特例対象区間）

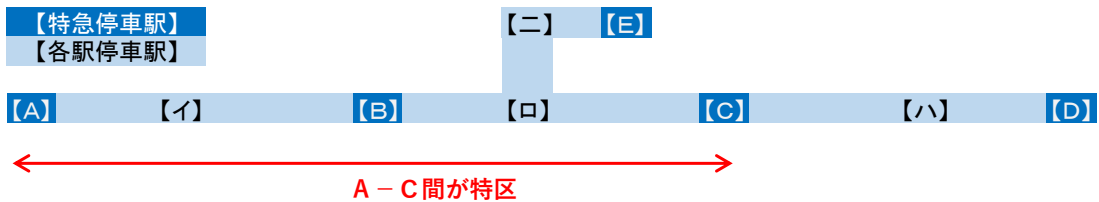
	区 間		区 間		区 間
1	函館 ～ 八雲	51	古川 ～ 一ノ関	101	高田 ～ 見附
2	五稜郭 ～ 八雲	52	古川 ～ 水沢江刺	102	直江津 ～ 長岡
3	新函館北斗 ～ 八雲	53	古川 ～ 北上	103	直江津 ～ 見附
4	新函館北斗 ～ 長万部	54	くりこま高原 ～ 水沢江刺	104	直江津 ～ 東三条
5	八雲 ～ 洞爺	55	くりこま高原 ～ 北上	105	柏崎 ～ 東三条
6	八雲 ～ 伊達紋別	56	くりこま高原 ～ 新花巻	106	柏崎 ～ 加茂
7	札幌 ～ 美唄	57	一ノ関 ～ 新花巻	107	柏崎 ～ 新津
8	札幌 ～ 砂川	58	一ノ関 ～ 盛岡	108	長岡 ～ 新潟
9	札幌 ～ 滝川	59	水沢江刺 ～ 盛岡	109	新潟 ～ 村上
10	札幌 ～ 白老	60	盛岡 ～ 二戸	110	坂町 ～ 鶴岡
11	札幌 ～ 苫小牧	61	盛岡 ～ 八戸	111	鶴岡 ～ 村上
12	札幌 ～ 追分	62	盛岡 ～ 大曲	112	東京 ～ 小田原
13	札幌 ～ 新夕張	63	盛岡 ～ 角館	113	東京 ～ 湯河原
14	岩見沢 ～ 深川	64	二戸 ～ 七戸十和田	114	東京 ～ 大月
15	岩見沢 ～ 旭川	65	八戸 ～ 新青森	115	東京 ～ 小山
16	美唄 ～ 旭川	66	七戸十和田 ～ 奥津軽いまべつ	116	東京 ～ 熊谷
17	砂川 ～ 旭川	67	青森 ～ 鷹ノ巣	117	東京 ～ 本庄早稲田
18	滝川 ～ 旭川	68	青森 ～ 大館	118	東京 ～ 石岡
19	旭川 ～ 白滝	69	米沢 ～ 村山	119	東京 ～ 八街
20	旭川 ～ 士別	70	赤湯 ～ 村山	120	東京 ～ 成東
21	旭川 ～ 名寄	71	赤湯 ～ 新庄	121	東京 ～ 横芝
22	旭川 ～ 美深	72	山形 ～ 新庄	122	東京 ～ 八日市場
23	伊達紋別 ～ 苫小牧	73	大曲 ～ 秋田	123	東京 ～ 茂原
24	東室蘭 ～ 苫小牧	74	大曲 ～ 雫石	124	東京 ～ 上総一ノ宮
25	東室蘭 ～ 南千歳	75	秋田 ～ 東能代	125	東京 ～ 大原
26	幌別 ～ 南千歳	76	秋田 ～ 鷹ノ巣	126	東京 ～ 君津
27	登別 ～ 南千歳	77	秋田 ～ 象潟	127	東京 ～ 木更津
28	白老 ～ 新札幌	78	秋田 ～ 仁賀保	128	霞ヶ関 ～ 箱根湯本
29	南千歳 ～ 占冠	79	秋田 ～ 田沢湖	129	品川 ～ 小田原
30	新札幌 ～ 新夕張	80	秋田 ～ 角館	130	品川 ～ 熱海
31	新得 ～ 池田	81	秋田 ～ 遊佐	131	品川 ～ 石岡
32	遠軽 ～ 北見	82	八郎潟 ～ 鷹ノ巣	132	新横浜 ～ 小田原
33	遠軽 ～ 美幌	83	東能代 ～ 弘前	133	新横浜 ～ 熱海
34	北見 ～ 網走	84	大館 ～ 新青森	134	新横浜 ～ 三島
35	木古内 ～ 奥津軽いまべつ	85	羽後本荘 ～ 鶴岡	135	小田原 ～ 新富士
36	名寄 ～ 音威子府	86	羽後本荘 ～ 余目	136	小田原 ～ 静岡
37	幌延 ～ 南稚内	87	羽後本荘 ～ 酒田	137	熱海 ～ 静岡
38	幌延 ～ 稚内	88	越後湯沢 ～ 長岡	138	熱海 ～ 伊豆急下田
39	郡山 ～ 白石蔵王	89	越後湯沢 ～ 燕三条	139	池袋 ～ 西武秩父
40	郡山 ～ 米沢	90	越後湯沢 ～ 高崎	140	新宿 ～ 大月
41	郡山 ～ 那須塩原	91	浦佐 ～ 燕三条	141	新宿 ～ 箱根湯本
42	双葉 ～ 仙台	92	浦佐 ～ 上毛高原	142	立川 ～ 塩山
43	福島 ～ 仙台	93	新井 ～ 柏崎	143	立川 ～ 山梨市
44	福島 ～ 赤湯	94	新井 ～ 長岡	144	立川 ～ 石和温泉
45	福島 ～ かみのやま温泉	95	上越妙高 ～ 長岡	145	立川 ～ 甲府
46	福島 ～ 山形	96	上越妙高 ～ 見附	146	八王子 ～ 塩山
47	福島 ～ 新白河	97	上越妙高 ～ 黒部宇奈月温泉	147	八王子 ～ 山梨市
48	仙台 ～ くりこま高原	98	上越妙高 ～ 上田	148	八王子 ～ 石和温泉
49	仙台 ～ 一ノ関	99	上越妙高 ～ 長野	149	八王子 ～ 甲府
50	仙台 ～ 浪江	100	高田 ～ 長岡	150	八王子 ～ 竜王

	区	間		区	間		区	間			
151	八王子	～	萑崎	201	柏	～	友部	251	芦原温泉	～	新高岡
152	大月	～	萑崎	202	柏	～	水戸	252	加賀温泉	～	新高岡
153	大月	～	小淵沢	203	柏	～	勝田	253	小松	～	新高岡
154	塩山	～	上諏訪	204	水戸	～	いわき	254	小松	～	富山
155	石和温泉	～	上諏訪	205	いわき	～	相馬	255	金沢	～	富山
156	甲府	～	富士	206	軽井沢	～	長野	256	金沢	～	黒部宇奈月温泉
157	甲府	～	岡谷	207	錦糸町	～	成東	257	金沢	～	七尾
158	甲府	～	塩尻	208	錦糸町	～	横芝	258	金沢	～	和倉温泉
159	甲府	～	富士宮	209	錦糸町	～	八日市場	259	新高岡	～	黒部宇奈月温泉
160	甲府	～	内船	210	錦糸町	～	旭	260	新高岡	～	糸魚川
161	萑崎	～	松本	211	千葉	～	八日市場	261	富山	～	糸魚川
162	上野	～	小山	212	千葉	～	旭	262	糸魚川	～	長野
163	上野	～	熊谷	213	千葉	～	銚子	263	糸魚川	～	飯山
164	上野	～	本庄早稲田	214	大網	～	安房鴨川	264	上諏訪	～	信濃大町
165	上野	～	石岡	215	大原	～	海浜幕張	265	塩尻	～	中津川
166	東武動物公園	～	藪塚	216	大原	～	蘇我	266	塩尻	～	長野
167	東武動物公園	～	新桐生	217	御宿	～	海浜幕張	267	木曾福島	～	多治見
168	浦和	～	栃木	218	勝浦	～	海浜幕張	268	木曾福島	～	松本
169	浦和	～	新鹿沼	219	勝浦	～	蘇我	269	木曾福島	～	明科
170	大宮	～	小山	220	上総興津	～	海浜幕張	270	松本	～	白馬
171	大宮	～	宇都宮	221	上総興津	～	蘇我	271	松本	～	南小谷
172	大宮	～	本庄早稲田	222	安房小湊	～	海浜幕張	272	松本	～	篠ノ井
173	大宮	～	高崎	223	安房小湊	～	蘇我	273	松本	～	長野
174	大宮	～	新前橋	224	安房鴨川	～	蘇我	274	安中榛名	～	上田
175	大宮	～	渋川	225	三島	～	静岡	275	安中榛名	～	長野
176	大宮	～	安中榛名	226	新富士	～	掛川	276	佐久平	～	長野
177	大宮	～	栃木	227	静岡	～	浜松	277	佐久平	～	飯山
178	大宮	～	新鹿沼	228	豊橋	～	名古屋	278	上田	～	飯山
179	小山	～	那須塩原	229	豊橋	～	水窪	279	京都	～	日根野
180	宇都宮	～	新白河	230	豊橋	～	中部天竜	280	京都	～	関西空港
181	熊谷	～	中之条	231	名古屋	～	米原	281	京都	～	綾部
182	熊谷	～	上毛高原	232	名古屋	～	白川口	282	京都	～	福知山
183	熊谷	～	軽井沢	233	名古屋	～	飛騨金山	283	京都	～	西舞鶴
184	熊谷	～	安中榛名	234	名古屋	～	中津川	284	新大阪	～	柏原
185	熊谷	～	佐久平	235	岐阜	～	白川口	285	新大阪	～	西明石
186	本庄早稲田	～	上毛高原	236	岐阜	～	飛騨金山	286	新大阪	～	姫路
187	本庄早稲田	～	軽井沢	237	岐阜	～	下呂	287	新大阪	～	海南
188	本庄早稲田	～	佐久平	238	岐阜	～	飛騨萩原	288	新大阪	～	和歌山
189	高崎	～	長野原草津口	239	岐阜	～	敦賀	289	大阪	～	柏原
190	高崎	～	佐久平	240	大垣	～	敦賀	290	尼崎	～	柏原
191	高崎	～	上田	241	米原	～	京都	291	姫路	～	岡山
192	久喜	～	藪塚	242	高山	～	富山	292	姫路	～	佐用
193	久喜	～	新桐生	243	敦賀	～	芦原温泉	293	姫路	～	和田山
194	館林	～	浅草	244	敦賀	～	小松	294	姫路	～	八鹿
195	足利市	～	浅草	245	敦賀	～	京都	295	姫路	～	江原
196	北千住	～	足利市	246	越前たけふ	～	加賀温泉	296	姫路	～	豊岡
197	北千住	～	太田	247	越前たけふ	～	小松	297	姫路	～	竹田
198	北千住	～	栃木	248	越前たけふ	～	金沢	298	相生	～	岡山
199	浅草	～	太田	249	福井	～	金沢	299	上郡	～	鳥取
200	浅草	～	栃木	250	芦原温泉	～	金沢	300	岡山	～	福山

	区	間		区	間		区	間
301	岡山	～ 新尾道	351	園部	～ 東舞鶴	401	今治	～ 伊予大洲
302	岡山	～ 新見	352	園部	～ 西舞鶴	402	松山	～ 伊予吉田
303	岡山	～ 多度津	353	園部	～ 宮津	403	松山	～ 八幡浜
304	岡山	～ 観音寺	354	綾部	～ 城崎温泉	404	松山	～ 卯之町
305	岡山	～ 川之江	355	福知山	～ 豊岡	405	松山	～ 宇和島
306	岡山	～ 伊予三島	356	福知山	～ 城崎温泉	406	伊予市	～ 宇和島
307	岡山	～ 善通寺	357	福知山	～ 網野	407	鴨島	～ 阿波池田
308	岡山	～ 琴平	358	福知山	～ 峰山	408	阿波池田	～ 後免
309	岡山	～ 阿波池田	359	鳥取	～ 伯耆大山	409	阿波池田	～ 高知
310	岡山	～ 三原	360	鳥取	～ 米子	410	阿波池田	～ 徳島
311	岡山	～ 大原	361	倉吉	～ 米子	411	阿波池田	～ 阿波川島
312	倉敷	～ 新見	362	倉吉	～ 松江	412	土佐山田	～ 須崎
313	新倉敷	～ 新尾道	363	米子	～ 鳥取大学前	413	後免	～ 須崎
314	新倉敷	～ 三原	364	松江	～ 大田市	414	高知	～ 土佐久礼
315	福山	～ 東広島	365	出雲市	～ 江津	415	高知	～ 窪川
316	新尾道	～ 広島	366	出雲市	～ 浜田	416	須崎	～ 中村
317	宝塚	～ 柏原	367	大田市	～ 浜田	417	栗林	～ 板野
318	宝塚	～ 福知山	368	大田市	～ 益田	418	栗林	～ 池谷
319	三田	～ 福知山	369	益田	～ 新山口	419	栗林	～ 徳島
320	柏原	～ 豊岡	370	児島	～ 伊予三島	420	栗林	～ 勝瑞
321	新見	～ 米子	371	高松	～ 観音寺	421	屋島	～ 池谷
322	津	～ 鶴方	372	高松	～ 川之江	422	屋島	～ 徳島
323	津	～ 名張	373	高松	～ 伊予三島	423	志度	～ 徳島
324	松阪	～ 紀伊長島	374	高松	～ 阿波池田	424	徳島	～ 日和佐
325	松阪	～ 尾鷲	375	高松	～ 大歩危	425	徳島	～ 牟岐
326	多気	～ 尾鷲	376	高松	～ 板野	426	三原	～ 広島
327	新宮	～ 白浜	377	高松	～ 池谷	427	広島	～ 徳山
328	紀伊勝浦	～ 白浜	378	高松	～ 徳島	428	新岩国	～ 新山口
329	紀伊勝浦	～ 紀伊田辺	379	高松	～ 阿南	429	徳山	～ 厚狭
330	串本	～ 白浜	380	高松	～ 勝瑞	430	新山口	～ 新下関
331	串本	～ 紀伊田辺	381	坂出	～ 伊予西条	431	新山口	～ 津和野
332	白浜	～ 御坊	382	坂出	～ 川之江	432	新山口	～ 小倉
333	白浜	～ 海南	383	坂出	～ 伊予三島	433	新下関	～ 博多
334	紀伊田辺	～ 海南	384	坂出	～ 新居浜	434	小倉	～ 博多
335	紀伊田辺	～ 和歌山	385	坂出	～ 阿波池田	435	小倉	～ 新鳥栖
336	南部	～ 和歌山	386	宇多津	～ 伊予西条	436	小倉	～ 中津
337	湯浅	～ 天王寺	387	宇多津	～ 阿波池田	437	小倉	～ 柳ヶ浦
338	藤並	～ 天王寺	388	丸亀	～ 新居浜	438	小倉	～ 宇佐
339	海南	～ 天王寺	389	丸亀	～ 伊予西条	439	小倉	～ 杵築
340	和歌山	～ 天王寺	390	丸亀	～ 壬生川	440	折尾	～ 中津
341	二条	～ 綾部	391	多度津	～ 新居浜	441	香椎	～ 行橋
342	二条	～ 福知山	392	多度津	～ 伊予西条	442	博多	～ 筑後船小屋
343	二条	～ 東舞鶴	393	観音寺	～ 今治	443	博多	～ 新大牟田
344	二条	～ 西舞鶴	394	川之江	～ 今治	444	博多	～ 新玉名
345	亀岡	～ 綾部	395	伊予三島	～ 今治	445	博多	～ 佐賀
346	亀岡	～ 福知山	396	新居浜	～ 伊予北条	446	博多	～ 江北
347	亀岡	～ 東舞鶴	397	新居浜	～ 松山	447	博多	～ 肥前鹿島
348	亀岡	～ 西舞鶴	398	伊予西条	～ 伊予北条	448	博多	～ 武雄温泉
349	亀岡	～ 宮津	399	伊予西条	～ 松山	449	博多	～ 有田
350	園部	～ 福知山	400	壬生川	～ 松山	450	博多	～ 嬉野温泉

	区	間		区	間		区	間			
451	博多	～	行橋	481	鹿児島	～	西都城	511	大分	～	豊後竹田
452	博多	～	日田	482	新鳥栖	～	肥前鹿島	512	鶴崎	～	佐伯
453	博多	～	天ヶ瀬	483	新鳥栖	～	諫早	513	津久見	～	日向市
454	二日市	～	新大村	484	新鳥栖	～	武雄温泉	514	佐伯	～	延岡
455	鳥栖	～	肥前鹿島	485	新鳥栖	～	有田	515	佐伯	～	日向市
456	鳥栖	～	諫早	486	新鳥栖	～	早岐	516	延岡	～	宮崎
457	鳥栖	～	武雄温泉	487	新鳥栖	～	佐世保	517	延岡	～	南宮崎
458	鳥栖	～	早岐	488	新鳥栖	～	新大村	518	延岡	～	宮崎空港
459	鳥栖	～	佐世保	489	新鳥栖	～	嬉野温泉	519	南延岡	～	宮崎
460	鳥栖	～	新大村	490	佐賀	～	諫早	520	南延岡	～	南宮崎
461	鳥栖	～	嬉野温泉	491	佐賀	～	長崎	521	南延岡	～	宮崎空港
462	久留米	～	熊本	492	佐賀	～	早岐	522	日向市	～	宮崎
463	久留米	～	天ヶ瀬	493	佐賀	～	佐世保	523	日向市	～	南宮崎
464	久留米	～	豊後森	494	佐賀	～	新大村	524	日向市	～	宮崎空港
465	久留米	～	由布院	495	江北	～	諫早	525	宮崎	～	都城
466	筑後船小屋	～	熊本	496	江北	～	長崎	526	宮崎	～	西都城
467	筑後船小屋	～	新八代	497	長崎	～	武雄温泉	527	南宮崎	～	国分
468	新玉名	～	新鳥栖	498	長崎	～	嬉野温泉	528	新水前寺	～	豊後竹田
469	熊本	～	新水俣	499	中津	～	別府	529	宮地	～	三重町
470	熊本	～	出水	500	中津	～	大分	530	春日部	～	栃木
471	熊本	～	新鳥栖	501	柳ヶ浦	～	別府	531	春日部	～	新鹿沼
472	熊本	～	宮地	502	柳ヶ浦	～	大分	532	栃木	～	鬼怒川公園
473	熊本	～	豊後竹田	503	宇佐	～	大分	533	栃木	～	新藤原
474	肥後大津	～	豊後竹田	504	別府	～	佐伯	534	栃木	～	龍王峡
475	新八代	～	出水	505	大分	～	豊後中村	535	栃木	～	川治温泉
476	新八代	～	川内	506	大分	～	佐伯	536	下今市	～	春日部
477	新水俣	～	鹿児島中央	507	大分	～	日田				
478	出水	～	鹿児島中央	508	大分	～	天ヶ瀬				
479	鹿児島中央	～	都城	509	大分	～	豊後森				
480	鹿児島中央	～	西都城	510	大分	～	宮地				

【図表: 特区について】



[A] 対象区間 **[C]** **[ハ]**
 ・[A]～[ハ]まで乗車した場合は、[A]～[C]の区間については、特急料金の計上が認められます。

[A] **[B]**
 ・[A]～[B]まで乗車した場合は、特区の区間を超えていないので、特急料金は計上できません。

[A] **[B]** **[E]**
 ・[A]～[E]まで乗車した場合は、特区の区間を超えていないので、特急料金は計上できません。

[A] 対象区間 **[C]** 対象区間 **[D]**
 ・[A]～[D]まで乗車した場合は、[A]～[D]の区間について、特急料金の計上が認められます。